

法政大学大学院法務研究科法務専攻 に対する認証評価結果の付記事項に関する検証結果

I 検証結果

貴大学法科大学院から提出された付記事項に係る対応状況に関する報告書を検証した結果、貴大学法科大学院の民事訴訟法分野の科目を担当する専任教員（研究者）に当該分野に関する高度な指導能力が認められない件については、依然として問題が解消されたものとは判断できないことから、引き続き次年度も、貴大学法科大学院に対して、同様の報告書等の提出を要請する。

II 総 評

(1) 検討結果報告書等の提出要請の趣旨

本協会は、2012（平成 24）年度の本協会法科大学院認証評価結果（以下「認証評価結果」という。）において、貴大学法科大学院に対し、民事訴訟法分野の科目を担当している専任教員（研究者）に当該分野に関する高度な指導能力が認められないという重大な問題が存在しており、当該認証評価結果を踏まえて、可及的速やかに適切な措置を講ずることが求められることから、本件に係る貴法科大学院の対応状況に関する報告書を取りまとめ、改善が認められるまで毎年提出されるよう要請した。

(2) 2013（平成 25）年度に提出された資料

上記の判断を受け、2013（平成 25）年においては、貴法科大学院より、本件に係る対応状況に関する報告書として「指摘事項への対応について（ご報告）」「2013 年度設置民事訴訟法担当教員人事委員会のこれまでの活動（メモ）」「第 2 回 大学院法務研究科教授会 議題書」及び「第 2 回 大学院法務研究科教授会議事要録」が提出された。

(3) 本協会法科大学院認証評価委員会による検証内容

本年度、本協会法科大学院認証評価委員会は、上記の「指摘事項への対応について（ご報告）」等に基づき慎重に検証を行った。また、その検証過程において浮かび上がった疑問点について確認すべく、2014（平成 26）年 2 月 10 日開催の第 34 回法科大学院認証評価委員会においては、貴大学法科大学院（研究科長他 1 名）に対してヒアリングを実施した。かかる検証により判明した民事訴訟法分野の科目を担当する専任教員（研究者）に関する対応状況については、以下の通りである。

①本年度の民事訴訟法分野の科目を担当する専任教員について

本年度の「民事訴訟法Ⅰ」及び「民事訴訟法Ⅱ」並びに「民事訴訟法演習Ⅰ」及び「民事訴訟法Ⅱ」については、認証評価結果において、民事訴訟法分野に関する高度な指導能力が認められないと判断された専任教員（研究者）が、昨年度に引き続き担当している。

②民事訴訟法分野の科目を担当する専任教員の新規採用について

貴法科大学院においては、認証評価結果における指摘を受け、早急に「人事委員会」を設置し、外部から民事訴訟法分野を専門とする専任教員（研究者）を新規採用すべく鋭意取り組んできたものの、2013（平成25）年11月5日の段階においては、依然として採用の目途が立っていない。この点については、引き続き、最大限の努力を払うこととされている。

③来年度の民事訴訟法分野の科目の担当教員について

上記のとおり、民事訴訟法分野を専門とする専任教員（研究者）の新規採用に向けた継続的な取組みがなされているものの、仮にもその実現がなされなかった場合には、認証評価結果の評価の視点3-6の「概評」において民事訴訟法分野に配置されているものと認定された専任教員（実務家）が、「民事訴訟法Ⅰ」及び「民事訴訟法Ⅱ」を担当することとされる。

なお、「指摘事項への対応について（ご報告）」においては、認証評価結果の評価の視点3-6の「概評」における指摘を受け、本来であれば講義科目である「民事訴訟法Ⅰ」及び「民事訴訟法Ⅱ」については、研究者教員が担当することが望ましいという認識を有しており、上記のような措置は、あくまで暫定的なものである旨が示されている。

（4）本協会法科大学院認証評価委員会の検証結果

本協会法科大学院認証評価委員会は、今年度、上記の対応状況について慎重に検証した結果、以下のように判断した。

まず、民事訴訟法分野に関する高度な指導能力が認められないと判断された専任教員（研究者）については、なんら改善が図られることのないまま、昨年度に引き続き、当該分野に関する科目を担当している。そもそも当該教員については、2011（平成23）年度途中に退職した民事訴訟法分野の教員に代わり、2012（平成24）年度に急遽当該分野の科目をやむをえず担当することとなった経緯があるとはいえ、現在に至るまでには、他の適切な教員に担当させるなどの措置を講じるための時間が十分にあったはずであり、依然として重大な問題を有した状態で教育活動を行っている現状は看過できるものではない。

また、本件の改善に向けては、複数の改善方策が想定される場所であるが、貴法科大学院としては、民事訴訟法分野を専門とする専任教員（研究者）を新規に採用する計画を

立て、現にこれを実行に移したものの、未だに具体的な採用には至っていない。

他方において、仮にも 2013（平成 25）年度内に研究者教員の新規採用が実現できなかった場合には、認証評価結果の評価の視点 3－6 の「概評」において、当時、「民事訴訟法演習Ⅰ」及び「民事訴訟法演習Ⅱ」を担当しており、民事訴訟法分野に配置されていると判断された 1 名の専任教員（実務家）が、2014（平成 26）年度から講義科目である「民事訴訟法Ⅰ」及び「民事訴訟法Ⅱ」を担当することとされている。

以上のことから、改善に向けた取組みがなされていることは認められるものの、改善がなされていると判断することはできない。また、民事訴訟法分野に関しては、演習科目である「民事訴訟法演習Ⅰ」及び「民事訴訟法演習Ⅱ」の担当者の選定についても別途慎重に検討を要する事案である。したがって、引き続き次年度も、貴大学法科大学院に対して、本件に係る対応状況に関する報告書の提出を要請する。

なお、本協会は、貴法科大学院に対して、本件に係る対応状況に関する報告書を 2013（平成 25）年 10 月末日までに提出するよう要請したものの、「指摘事項への対応について（ご報告）」は 11 月 5 日付の文書であり、提出がなされたのは 11 月 7 日であった。この点については、遺憾の意を表するとともに、次年度の本件に係る対応状況に関する報告書等の提出に際しては、提出期限を遵守されるよう要請する。